

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

株式会社大平商会に対する損害賠償請求（一部）について

株式会社大平商会へ 38,078,803 円の支払いを求めている損害賠償の件について、支払期限当日（令和 3 年 1 月 28 日）に株式会社大平商会が依頼した弁護士より書状が届き、その根拠等につき、精査するために 2～3 週間ほどの猶予を頂きたい、1 月 20 日までに弁護士の見解を示したいとの申し入れがございました。

本日（1 月 20 日）に株式会社大平商会が依頼した弁護士より書状が届いております。内容につきましては、いくつかの問合わせがありましたので、武雄市としては、太平商会が依頼した弁護士に対し説明し、速やかに損害賠償の支払いに応じるよう求めます。

■ 参考

今回の損害賠償については、武雄市が令和 2 年度武雄市ふるさと納税事業における不履行分の返還請求と令和 3 年度契約における違約金（4 月から 8 月までに支払った委託料の 10%）を請求していたものです。

・ 令和 2 年度武雄市ふるさと納税業務委託料	
令和 2 年度寄附金	1,346,100,000 円
支払額	118,456,800 円
不履行分	37,662,240 円 ①
・ 令和 3 年度 武雄市ふるさと納税業務委託料	
支払額	4,165,629 円
違約金	416,563 円 ②
今回の請求額① + ②	38,078,803 円

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市企画政策課 TEL：0954-23-9325